

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大磯町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第2項ただし書の規定により担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

令和4年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄